

大阪狭山市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年(2022年)2月24日

大阪狭山市代表監査委員
北 井 末 廣

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

大阪狭山市立第七小学校

- ・現金等の取り扱い事務について
- ・物品の管理に関する事務について

生活環境グループ

- ・環境衛生総括管理事業
- ・衛生業務処理事業
- ・ごみ収集処理事業
- ・し尿汲取処理事業
- ・ごみ減量対策費
- ・環境対策事業
- ・南河内広域行政共同処理事業

市民相談・人権啓発グループ

- ・広聴・相談対策事業
- ・人権啓発・平和事業
- ・男女共同参画推進事業

2 対象事務

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで（必要に応じて令和2年度を含む。）
に執行された財務に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施し、切手及び物品に関する事務については実査を行った。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況に

より、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市立第七小学校及び大阪狭山市役所庁舎内において令和4年1月6日から令和4年1月24日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、補助金等交付事務における事業実績報告については、「補助金等交付の適正化に関する規則」に基づき提出期限が定められているものの、交付先団体の総会時期によって決算の確定が間に合わないなどのやむを得ない事情がある場合には、理由の明確化、確認資料の添付や補助的な要綱の作成など、監査対象部署以外の部署においても、実情に応じて今後も柔軟に対応されることを望む。